

阿賀野市告示第 1 4 2 号

犬の抑留について

狂犬病予防法(昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号)第 6 条第 1 項及び新潟県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和 5 2 年新潟県条例第 9 号)第 1 4 条第 1 項の規定により、犬を下越動物保護管理センターで抑留したので、同法同条第 8 項及び同条例同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 8 月 2 3 日

阿賀野市長 田中 清善

区分 No.	抑 留			犬の特徴				
	年月日	時間	場所	種類	性別	毛色	体格	特記事項
1	4. 8. 19	15:05	阿賀野市 蒔田	トイ・プードル	オス	クリーム	中型	緑唐草模様の首輪、ピンクビニール付き